

医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十三号） 新旧対照条文

○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合） 第二十四条（略） 一、十（略） 十一 第二十五条第二号から第五号まで（第二十五条の規定により準用する場合を含む。）に掲げる事項、第二十六条第二号から第四号までに掲げる事項、第二十七条第一項第二号から第四号までに掲げる事項、第五号に該当する場合における第二十七条第一項第三号及び第四号並びに同条第二項第二号に掲げる事項、第二十七条の二第二号から第四号までに掲げる事項又は第二十八条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする場合 十二・十三（略） （法第三十条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病） 第三十条の二十八 法第三十条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める疾病は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患とする。</p> <p>附 則 第五十一条 精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律</p>	<p>（法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合） 第二十四条（略） 一、十（略） 十一 第二十五条第二号から第五号まで（第二十五条の規定により準用する場合を含む。）に掲げる事項、第二十六条第二号から第四号までに掲げる事項、第二十七条第一項第二号から第四号までに掲げる事項、第四号に該当する場合における第二十七条第一項第三号及び第四号並びに同条第二項第二号に掲げる事項、第二十七条の二第二号から第四号までに掲げる事項又は第二十八条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする場合 十二・十三（略） （法第三十条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病） 第三十条の二十八 法第三十条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める疾病は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病とする。</p> <p>附 則 第五十一条 精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第</p>

(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床(以下この条及び次条において「転換病床」という。)に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間(平成三十年三月三十一日までの間に限る。)は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十二条 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき医師の員数の標準は、当該転換が完了するまでの間(平成三十年三月三十一日までの間に限る。)は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数(以下この項において「特定数」という。)が五

四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床(以下この条及び次条において「転換病床」という。)に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十一日までの間に限る。)は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十二条 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき医師の員数の標準は、当該転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十一日までの間に限る。)は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数(以下この項において「特定数」という。)が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える

十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数とする。

一、四 (略)

2 第五十条第一項の規定により法第七条第二項の許可を受けた病院であつて前項の規定の適用を受けるものについての第五十条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第一号」とあるのは、「第五十二条第一項」とする。

3、4 (略)

5 第一項及び第三項に規定する病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師及び准看護師の員数の基準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第二項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、そのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

一、四 (略)

6 前項の病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護補助者の員数の基準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第二項第三号の規定にかかわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と転換病床（療養病床に係るもの

場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数とする。

一、四 (略)

2 第五十条第一項の規定により法第七条第二項の許可を受けた病院であつて前項の規定の適用を受けるものについての第五十条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第一号」とあるのは「第五十二条第一項」とする。

3、4 (略)

5 第一項及び第三項に規定する病院に置くべき看護師及び准看護師の員数の基準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

一、四 (略)

6 前項の病院に置くべき看護補助者の員数の基準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第五号の規定にかかわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を九をも

限る。)に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数に二を乗じて得た数を加えた数(その数が一に満たないときは)とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。)とする。

第五十三条 療養病床を有する病院であつて、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第三十三号。次条及び第五十五条において「平成二十四年改正省令」という。)の施行の際現に、健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設(前条第一項及び第三項に規定する病院であるものを除く。以下この条、次条及び附則第五十五条において「特定介護療養型医療施設」という。)又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数(以下「看護師等の員数」という。)が第十九条第二項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院(以下この条において「特定病院」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第十九条第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院してい

つて除した数に二を乗じて得た数を加えた数(その数が一に満たないときは)とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。)とする。

(新設)

る新生児を含む。)の数を三をもつて除した数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

第五十四条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第二十一条の第二項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所(以下この条において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事(その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長とする。次条において同じ。)に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二十一条の第二項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六

(新設)

又はその端数を増すごとに一

第五十五条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が平成十三年改正省令附則第二十三条第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、同号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一（そのうちの一については、看護師又は准看護師）とする。

（新設）

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第百五十号）（抄）（第二条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二十一条の二第一項中、「看護師及び看護の補助その他の業務の従事者の員数の標準は、次のとおり」を「の員数の標準は、一」に改め、同項各号を削り、同条に次の三項を加える。</p> <p>2 （略）</p> <p>一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一</p> <p>二 四 （略）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>附則第二十三条中「第二十一条第二項第一号」の下に「及び同条第三項」を加え、「医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準」を「医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき事務員その他の従業者の員数の基準」に改める。</p>	<p>第三条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二十一条の二第一項中、「看護師及び看護の補助その他の業務の従事者の員数の標準は、次のとおり」を「の員数の標準は、一」に改め、同項各号を削り、同条に次の三項を加える。</p> <p>2 （略）</p> <p>一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病院の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一</p> <p>二 四 （略）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>附則第二十三条中「第二十一条第二項第一号」の下に「及び同条第三項」を加え、「医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準」を「医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき事務員その他の従業者の員数の基準」に改める。</p>